

平成29年11月1日

事業主各位

(一社)茂原労働基準協会
会長 徳元 秀行

「職長(監督者)教育」並びに「職長(監督者)・安全衛生責任者教育」のご案内

労働安全衛生法第60条では、「新たに職長の職務に就く予定の方、職長になられた方および監督者は職長教育を受けなければならない」また、労働安全衛生法第16条では、「建築業・造船業における関係請負人は、安全衛生責任者を選任しなければならない」としております。

当協会では、労働安全衛生規則第40条・基発第179号に添った教育を同時開催いたしますので、是非この機会に受講下さるようお願いいたします。

記

1. 日 時

内 容	日 付	時 間
職長(監督者)・安全衛生責任者教育	12/12(火)	9:00~17:00
	12/13(水)	9:00~14:50
安全衛生責任者教育	12/13(水)	15:00~17:00

2. 場 所 茂原市役所・市民室

3. 職長の教育を行うべき業種(労働安全衛生施行令19条)

①製造業(一部業種を除く) ②建築業 ③電気業 ④ガス業 ⑤自動車整備業 ⑥機械修理業

4. 締 切 日 平成29年11月30日(木) 定員40名

5. 受 講 料

(1)会員事業所

内 容	受 講 料	内 訳
職長(監督者)教育	13,824円	講習料 12,960円(消費税 960円含む) +テキスト代 864円(消費税 64円含む)
職長(監督者)・安全衛生責任者教育	17,712円	講習料 16,200円(消費税 1,200円含む)+テキスト代 864円 (消費税 64円含む)+ テキスト代 648円(消費税 48円含む)

(2)非会員事業所

内 容	受 講 料	内 訳
職長(監督者)教育	15,120円	講習料 14,256円(消費税 1,056円含む) +テキスト代 864円(消費税 64円含む)
職長(監督者)・安全衛生責任者教育	19,332円	講習料 17,820円(消費税 1,320円含む)+テキスト代 864円 (消費税 64円含む)+ テキスト代 648円(消費税 48円含む)

6. 教育内容 別紙のとおり *安全衛生責任者教育は職長(監督者)教育に2時間を加えて実施

7. 申込方法

(1)別紙申込書及び受講票に必要事項をご記入のうえ、当協会までFAX(0475-23-5276)、郵送等にてお申し込み願います。

(2)受講料の支払い方法 *締切日までにお支払願います。

「千葉銀行茂原支店 普通預金口座 1327645 一般社団法人 茂原労働基準協会 会長 徳元秀行」

(3)受講当日欠席の場合、受講料の返却は致しませんのでご了承ください。

8. 申込み・問合せ先 (一社)茂原労働基準協会 TEL&FAX0475-23-5276

〒297-0026 茂原市茂原443 茂原商工会館3階

以上

【ご参考】

労働安全衛生法 第60条

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

- 1 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 2 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、労働省令で定めるもの。

労働安全衛生規則 第40条 (職長等の教育)

- ① 法第60条第3号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 1 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
 - 2 異常時等における措置に関すること。
 - 3 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること。
- ② 法第60条の安全又は衛生のための教育は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる時間以上行わなければならないものとする。

事 項	職長等教育 (時間)	安全衛生責任者 教育(時間)
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 1 作業手順の定め方 2 労働者の適正な配置の方法	2時間	2時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 1 指導及び教育の方法 2 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間	2.5時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 1 危険性又は有害性等の調査の方法 2 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 3 設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間	4時間
異常時等における措置に関すること 1 異常時における措置 2 災害発生時における措置	1.5時間	1.5時間
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 1 作業に係る設備及び作業場の保守管理の方法 2 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間	2時間
安全衛生責任者の職務等 1 安全衛生責任者の役割 2 安全衛生責任者の心構え 3 労働安全衛生関係法令等の関係条項	—	1時間
総括安全衛生管理の進め方 1 安全施工サイクル 2 安全工程打合せの進め方	—	1時間